

ふたば園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたにすべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社 モトヨシ
所 在 地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 1-10-29
電 話 番 号	0 4 7 - 4 0 4 - 5 3 0 3
代 表 者 氏 名	元良 清孝

2 利用施設

施設の種類	小規模保育所
施設の名称	ふたば園
施設の所在地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 1-10-29
連絡先	電話番号 0 4 7 - 4 0 4 - 5 3 0 3 F A X 0 4 7 - 4 0 4 - 5 3 0 4
管理者	園長 元良 美保
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	1 歳以上 3 歳未満の児童 1 6 人 0 歳の児童 3 人
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

ふたば園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（１）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

（２）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（３）「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	199.99 m ²
園舎	構造	RC 構造
	延べ面積	110.93 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳幼児	1 室	0 歳児クラス
ほふく室	1 室	1 歳児クラス
保育室	1 室	2 歳時クラス
調理室	1 室	調理設備完備
事務室他	1 室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	7	2	5	
調理員	3	1	2	

当園では、鎌ヶ谷市の条例（国の基準と同様）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）シフトによる
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）シフトによる
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）シフトによる
調理員	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）シフトによる

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定の方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村が定める通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定の方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村が定める通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

（2）親子行事 年3回

陶芸1回、子育てサロン2回を行います。

（3）送迎

当園では、送迎は実施しておりません。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	10時頃	11時30分頃	15時15分頃
1歳児	10時頃	11時45分頃	15時15分頃
2歳児	10時頃	11時45分頃	15時15分頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※土曜日の給食はありません。お弁当をお持ちいただく必要があります。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

(3) お支払方法は、現金となります。

月初めに保育料及び教材費の集金袋をお渡しします。

お釣りの無いようお支払いいただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	畑医院
医 院 長 名	畑 衛
所 在 地	鎌ヶ谷市道野辺中央 5-1-74
電 話 番 号	047-443-4051

(2) 歯科

医療機関の名称	中谷歯科
医 院 長 名	中谷 誠宏
所 在 地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 1-11-20
電 話 番 号	0 4 7 - 4 4 1 - 3 3 2 2

1 2 緊急時の対応

お預かりしている利用乳幼児に体調の急変などがあった場合、すみやかに利用乳幼児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

児童かかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先 1（保護者） 連絡者氏名 電話番号（携帯番号） 勤務先 勤務先連絡番号	
緊急連絡先 2（保護者） 連絡者氏名 電話番号（携帯番号） 勤務先 勤務先連絡番号	

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園の ご利用相談窓口	・窓口担当者 元良 彩 ・ご利用時間 8：30～17：00 ・電話番号 047-404-5303 - FAX 047-404-5304 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
----------------	--

1 4 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘 導 灯 ・ガス漏れ報知機 ・消火器
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。
内容・保険金額等は別紙の同意書をご参照ください。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	当園の敷地内において他の利用者の迷惑となる 活動、勧誘等をご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の
説明を行いました。

保育園名 : ふたば園

説明者職名 : 園長 元良 美保

私は、本書面に基づいて ふたば園 の利用に当たっての重要事項の説明を
受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

児童から見た続柄

印

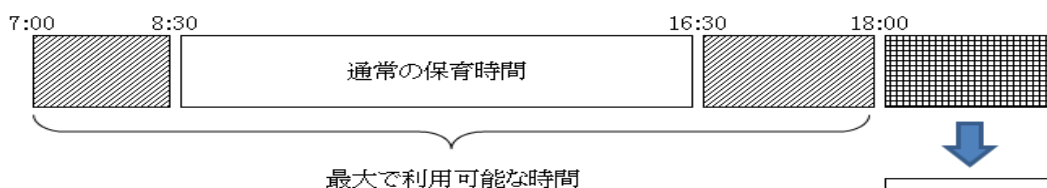
別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

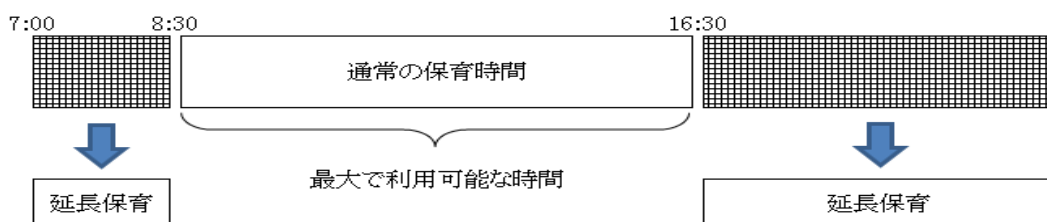
項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
親子陶芸代	粘土、焼き代	2,500 円
教材費	連絡帳	500 円
	帽子	800 円
	おもいでファイル	700 円
	収納ボックス	600 円
イベント代	プレゼント代	2,000 円程度(年間)
絵本代	希望者のみ	毎月 500 円程度

2 時間外に係る利用者負担

【保育標準時間】



【保育短時間】



「保育標準時間」の認定を受けている方は、18時以降に保育の利用をする場合、延長保育料がかかります。

「保育短時間」の認定を受けている方は、7時から8時30分まで、16時30分以降に保育の利用をする場合、延長保育料がかかります。

延長保育料金

区	午 前	金 額	午 後	金 額
保育標準時間			18:00～18:30	50円
			18:00～19:00	100円
保育短時間	7:00～8:30	150円	16:30～17:00	50円
	7:30～8:30	100円	16:30～17:30	100円
	8:00～8:30	50円	16:30～18:00	150円
			16:30～18:30	200円
			16:30～19:00	250円

※19:00 以降は、保育時間外となりますので原則利用できませんが、特別な事情により19:00 を過ぎた場合は、延長保育料 1,000 円が加算されます。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付します。